

(健Ⅱ342F)
令和2年3月26日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菔 敏

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う予防接種実施に係る本会の考え方につきましては、本年3月14日付け(健Ⅱ323F)をもってご案内申し上げたところであります。

今般、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、定期の予防接種(定期接種)の実施に係る対応について、厚生労働省からも各都道府県衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

同事務連絡では、現在の定期接種実施方法の意義を踏まえ、基本的には引き続き定期接種を実施するとしつつ、その際には、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、実施医療機関等において時間帯又は場所を分けるなどの配慮および器具や従事者を介した院内感染防止について適切な対応を取ることを求めています。

また、同感染症の発生に伴い、地域の実情に応じて、上記の対応が困難な場合等において、市町村の判断によりやむを得ず規定の接種時期を越えて定期接種を行った者については、予防接種法施行規則第2条の5第3号(長期療養特例に定める特別の事情)に該当するものとして取り扱って差し支えないとしております。

なお、規定の接種時期を越えて定期接種を行う可能性が生じた場合は、実施前に医療機関から市町村に相談し、必要な手続き等について確認の上、実施していただきますようよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html